# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認九州地方第三者委員会分

| 1 | 今回の | あっ | せん | ,等, | の概算 | 更 |
|---|-----|----|----|-----|-----|---|
|   |     |    |    |     |     |   |

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

# 九州 (宮崎) 国民年金 事案 2683

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで

② 昭和50年7月から51年3月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料の未納が無いように地区の納付組合による集金又は市役所の支所において納付書により納付しており、申立期間については、市役所の支所で納付したはずである。

申立期間前後の期間の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月、申立期間②は9か月とそれぞれ短期間であり、申立 人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に加入して以降、60 歳到達月の前月までの期間において申立期間を除き未納は無く、申立人の納 付意識は高いことがうかがえる。

また、申立人に係る特殊台帳により、両申立期間共にその前後の期間の国 民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立人は、当時、 3か月に1回、市役所の支所で納付書により納付していたと供述しているな ど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月20日から同年9月1日まで 私は、A社が同社のB部門としてC社を設立した際、C社に異動した。 給与はしばらくA社から支給され、その後、C社から支給されるように なった。この間、給与は途切れることなく支給され、厚生年金保険料も継 続して給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険 の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し(A社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び前述の同僚は、C社が設立された昭和37年9月1日付けで異動したと供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 37 年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、 これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判 断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 無いことから、行ったとは認められない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 平成4年10月から5年7月までを15万円、同年9月から6年10月までを 18万円、9年9月から12年4月までを20万円、同年5月から13年3月ま でを24万円、同年4月から15年3月までを26万円、同年4月及び同年5月 を28万円、同年6月を26万円、同年7月から16年1月までを28万円、同 年2月から同年4月までを26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から16年5月1日まで 私がA社に勤務した時の標準報酬月額を確認したところ、国の記録では、 給与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月 額よりも低い額で記録されている期間があることが分かったので、保険料 控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン 記録を上回る場合である。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明

細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成4年 10 月、同年 11 月及び5年1月から同年7月までの期間は 15 万円、同年9月から同年 12 月までは 18 万円、9年9月から 10 年8月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間、12 年1月、同年2月及び同年4月は 20 万円、同年5月から 13 年3月までは 24 万円、同年4月から 15 年3月までは 26 万円、同年4月及び同年5月は 28 万円、同年6月は 26 万円、同年7月、同年8月及び同年10月から 16 年1月までの期間は 28 万円、同年2月から同年4月までは 26 万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年12月、6年1月から同年10月までの期間、10年9月、11年1月から同年12月までの期間、12年3月及び15年9月の標準報酬月額については、申立人が給与明細書を所持していないところ、当該月の前後に係る申立人及び複数の同僚が所持する給与明細書から判断すると、当該月における報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていると認められることから、4年12月は15万円、6年1月から同年10月までは18万円、10年9月、11年1月から同年12月までの期間及び12年3月は20万円、15年9月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当時の資料を保管していないため不明としているが、前述の給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額とが、長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年8月及び6年11月から9年8月までの期間については、前述の申立人及び複数の同僚が所持する給与明細書から確認又は推認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月21日から同年4月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、申立期間においてA社C事業所から同社B事業所へ異動した際の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した人事記録及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(A社C事業所から同社 B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録から、昭和45年3月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和45年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明としており、このほか に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せ ざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

#### 九州 (熊本) 国民年金 事案 2684

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 9 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から同年11月まで

私は、20歳の頃、家庭の事情でA県からB県C町(現在は、D町)に帰郷した後、国民の義務と思って国民年金に加入した。

国民年金保険料の納付は、自宅に集金に来ていた地区の年金係を通じて 行っていたと思う。

申立期間について、納付済期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃(申立人の20歳到達日は、昭和48年\*月\*日)、C 町で国民年金の加入手続を行ったと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号 払出簿における当該記号番号の前後の国民年金の任意加入被保険者の資格取 得日から、昭和52年9月初旬から同年10月初旬までの間に払い出されてい ることが推認できる。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている記号番号の上部には、 E町(現在は、F市)のゴム印が押されているところ、F市が作成した住民 票の写しにより、申立人は同町に昭和52年9月26日付けで転入したことが 確認できることから、国民年金の加入手続は、申立人が同町に転入した後に 行われたものと判断でき、申立人が主張する加入手続の時期とは相違する。

さらに、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄の「昭和52年7月21日」との記載は、申立人に係るE町の国民年金被保険者名簿に記載されている国民年金被保険者資格の取得日と一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない上、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 九州(長崎)国民年金 事案 2685

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から46年6月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から46年6月まで

私は、昭和45年に結婚したことを契機にA町(現在は、B市)の職員に 勧められて国民年金に加入し、それまで納付していなかった国民年金保険 料を一括して納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年に結婚したことを契機にA町の職員に勧められて国民 年金に加入したと主張している。

しかし、申立人が所持している国民年金手帳は、昭和48年3月3日に発行されていることが確認できる上、それ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、当該手帳が発行された同年3月に、国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立人の主張する加入手続を行った時期とは一致しない。

また、申立人は、国民年金に加入し、それまで納付していなかった期間に係る国民年金保険料を一括して納付したとし、それは1回のみの納付であったと主張しているところ、前述した申立人が国民年金の加入手続を行った時点において、申立期間の大半は、時効により保険料を納付できない期間である。

このほか、申立人は、申立期間の保険料の納付について、納付金額、納付 方法等の記憶が明確ではない上、申立人が申立期間の保険料を納付していた ことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保 険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州 (鹿児島) 厚生年金 事案 4815

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月24日から44年5月6日まで

② 昭和45年10月1日から48年6月21日まで

③ 昭和49年1月26日から52年5月1日まで

④ 昭和52年8月31日から55年2月1日まで

私は、A社に、昭和42年10月6日から44年7月31日まで継続して勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無いため、訂正してほしい。

また、申立期間②、③及び④について、B社において、昭和 45 年 2 月 16 日から 48 年 6 月 21 日までの期間及び 49 年 1 月 26 日から 55 年 2 月 1 日までの期間に、正社員として勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いため、訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において、 当該期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、期間の特定 はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の当時の事業主の子で元役員が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届から、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の届出が、社会保険事務所(当時)に行われていることが確認できるところ、当該届の厚生年金保険被保険者資格喪失日欄には昭和43年8月24日、同取得日欄には、44年5月6日と記載されており、これは、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している上、前述の被保険者原票の記録が遡って訂正されるなど不自然な点は見られない。

また、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、前述の元役員及び同社の解散時に事業権利を買い取ったと回答している事業所も、当該期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる資料は保管しておらず、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に おいて、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚 の供述並びに申立人が提出した辞令及び技能講習修了証明書の写しから、 期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかが える。

しかしながら、申立期間②における申立人のB社に係る雇用保険の被保 険者記録を確認することができない上、申立事業所は、既に厚生年金保険 の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、 当該期間について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与 からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 45 年 2 月 16 日、同喪失日は同年 10 月 1 日と記載されており、当該記録は、オンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなど不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③についても申立期間②と同様に、関係資料等から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。しかしながら、申立期間③における申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録によると、当該期間の一部を含む昭和50年1月20日から、52年8月30日までの期間については、申立事業所に勤務していたことが確認できるものの、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、当該期間における厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、 厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和52年5月1日と記載されており、 当該記録はオンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなど不自 然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④について、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、B社を昭和52年8月30日に離職し、同年同月31日に離職票の交付を受け、失業給付を受給した記録が確認できる上、別の事業所において、雇用保険被保険者資格を53年8月1日付けで取得していることが確認できることから、当該期間に申立人が同社に勤務していたとは考え難い。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立期間④における、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和52年8月31日と記載されており、当該記録はオンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなど不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 九州(長崎)厚生年金 事案 4816

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶 所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から35年1月1日まで 私は、申立期間にA氏又はB氏が船舶所有者となっているC船舶に乗り 組んでD業務に従事し、船員保険料は給与から控除されていたと思う。同

僚には船員保険の記録が見付かったので、記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が姓名を挙げた複数の同僚について、船舶所有者「A」又は「B」に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間の一部に船員保険被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該船舶所有者の船舶に乗り組んでいたことはうかがえる。

しかしながら、船舶所有者記号払出簿によると、船舶所有者「A」の適用年月日は昭和33年12月1日、船舶所有者「B」の適用年月日も同年12月1日であることが確認できることから、申立期間のうち32年1月から33年11月までの期間は船員保険の適用が無い期間である。

また、前述の被保険者名簿において、船舶所有者「A」又は「B」に係る 船員保険被保険者記録が確認できる同僚3人は、当該船舶所有者は雇用する 全ての船員を必ずしも船員保険に加入させていなかった旨供述している。

さらに、「A」及び「B」は既に船舶所有者ではなくなっており、両者とも所在不明であることから、申立期間における船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間における船舶所有者「A」及び「B」に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の姓名は確認できない上、被保険者証記号番号に欠番は無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

なお、申立人に対して記録が見付かった旨話している別の同僚に係る船員

保険被保険者記録には、前述の両船舶所有者に係る記録を確認することができない上、見付かったとする記録は、別の船舶所有者に係る記録である。

また、申立人が申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州 (鹿児島) 厚生年金 事案 4817

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を 農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月5日から同年7月1日まで

私は、A事業所(現在は、B事業所)に、昭和48年3月5日から勤務したが、申立期間の雇用保険の被保険者記録があるにもかかわらず、申立期間の農林漁業団体職員共済組合員記録(現在は、厚生年金保険被保険者記録)が確認できないので、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員の加入期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B事業所が提出した申立人に係る辞令原簿及び人事管理台帳並びに申立人 に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間にA事業 所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B事業所は、「当時は、試用期間経過後、正職員になった時点で農林漁業団体職員共済組合に加入させていた。」と回答しているところ、前述の辞令原簿及び人事管理台帳により、申立人は、昭和48年3月5日付けで「試 傭」として採用され、同年7月1日付けで職員に任用されたことが確認できる。

また、農林漁業団体職員共済組合が提出した組合員資格新規取得届により、 A事業所が、申立人の同組合における農林漁業団体職員共済組合の組合員資 格取得年月日を、昭和48年7月1日として届け出たことが確認できる。

さらに、申立人の農林漁業団体職員共済組合員資格の取得日以降1年以内に同資格を取得していることが確認できる複数の同僚が、農林漁業団体職員 共済組合への加入は、正職員のみが対象であり、採用後、数か月間の試用期間経過後に加入手続が行われていた旨の供述をしていることなどから判断すると、申立期間当時、A事業所では、一定期間の経過後、正職員として任用 された時点で農林漁業団体職員共済組合に加入させていた事情がうかがえる。 加えて、申立人が申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除 されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間 における掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 九州(佐賀)厚生年金 事案 4818

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月1日から59年4月1日まで

② 昭和61年9月1日から63年9月1日まで

③ 昭和63年10月1日から平成元年2月1日まで

申立期間①についてはA社(後の、B社)、申立期間②についてはC社(現在は、D社)及び申立期間③についてはE社(後の、F社)に勤務していたにもかかわらず、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が姓名を挙げた上司について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主に照会したものの、回答を得ることができなかった上、当時において、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚8人に照会した結果、そのうち4人(前述の申立人が姓名を挙げた上司を含む。)から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の同社における雇用形態及び厚生年金保険の適用について確認できる供述を得ることができなかった。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票は見当た

らず、申立期間①当時の同原票には健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人に係るG市及びH市(申立期間①当時は、I町)の国民年金被保険者名簿により、当該期間の全ての期間について、申立人は国民年金に加入しており、このうち昭和57年10月、58年7月及び同年8月については国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

2 申立期間②については、申立人が姓名を挙げた同僚について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、勤務期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D社 は、「勤務期間や雇用形態などを特定することはできないが、申立人はJ種作業員として勤務していたことは当社の社員から確認できたものの、当時の関係資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険の加入、給与からの厚生年金保険料の控除状況等について確認できない。なお、当時は、正社員以外の作業員が多数働いており、当該作業員を厚生年金保険へ加入させる取扱いは無かった。」と回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間②当時において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人に照会した結果、そのうちの2人から回答が得られたものの、申立人の同社における雇用形態及び厚生年金保険の適用について確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、申立期間②当時、一緒に勤務していた同僚として姓名を挙げた者について、「同僚にはC社における厚生年金保険の被保険者記録が有ると聞いており、私の同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。」と供述しているが、C社において当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、C社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票は見当たらず、申立期間②当時の同原票には健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

なお、当該期間のうち、昭和 61 年 10 月 8 日から 62 年 2 月 15 日までの期間について、申立人にはK社における雇用保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人は、「時期は明確に記憶していないが、K社で 4 か月程度勤務したことはあるものの、同社において厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているとともに、当該期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる経理事務を担当していた者は、「当時のメモにより、期間の特定はできないものの、申立人はK社に勤務

していた。しかし、季節労働者であり、雇用保険には加入させていたが、

厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかった。」と供述している。

3 申立期間③については、E社の当時の事業主は、関係資料を保存していないことから、申立人の勤務実態は不明であると供述している上、当該期間において同社に係るオンライン記録により被保険者記録が確認できる同僚4人に照会し、そのうちの2人から回答を得られたものの、いずれも申立人が同社に勤務していたかどうか記憶に無いと供述しており、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、前述の同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無いが、申立期間③当時、3か月程度の試用期間があり、試用期間においては厚生年金保険に加入していなかった。その後の厚生年金保険への加入は本人の希望制だった。」と供述していることから、申立期間③当時、E社では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人のE社における雇用保険の被保険者記録は確認できない。加えて、オンライン記録では、E社における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、申立期間③当時における同社に係る同記録には健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

4 申立人が申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。